3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成29年２月８日から平成29年３月９日までの30日間

4　処分の原因となった事実　株式会社サタケは、他の事業者と共同して、遅くとも平成23年４月５日から平成25年12月８日までの間に、農業協同組合等が北海道の区域において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成28年２月10日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２４６号

釧路市寿１丁目７番1215号　道営住宅ことぶき団地ＤＨ10Ｃ―1215号室

債務者　金杉　将一

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時

5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで

釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４２号

埼玉県桶川市大字川田谷4764番地の12

債務者　松本　賢二

1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　久山　竜治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５７号

大阪府松原市阿保１丁目４番12号　コーポイン松原201号　住民票上の住所京都府亀岡市本梅町西加舎前ケ芝19番地11

債務者　岩井　文生

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三井　良平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号

愛知県豊田市河合町３丁目24番地13　クオールＣ　105号、前住所愛知県みよし市三好町弥栄38番地32

債務者　日比野大輔

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鶴田　智博

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後３時５分

5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２３８号

札幌市中央区北２条西10丁目１番地６　アーデンコート植物園1103号

債務者　池田いづみ（旧姓神村）

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　阿部　重成

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７２５号

大阪府高槻市牧田町５番16―506号、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目32番35号

債務者　旭野　貴博

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　嘉樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後２時

5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３号

大分県宇佐市大字四日市3010番地　県営小峰団地１Ａ―２―43号

債務者　小川　由佳

1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中山　知康

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２６０号

札幌市西区発寒10条11丁目１番24号

債務者　本田　勝昭

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　八代眞由美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後３時

5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４５号

さいたま市西区三橋５丁目1523番地51

債務者　野村　幸永

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時45分

5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４７２号

大阪市鶴見区浜５丁目南１番24―501号、前住所京都府八幡市八幡山田21番地の22

債務者　新谷　圭子

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　尾﨑　夏樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１８号

大阪府吹田市山手町２丁目４番22号

債務者　松田　長生

1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　橘髙　悠一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時

5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで

大阪地方裁判所第６民事部